

湖北広域行政事務センター一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者に対する処分等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月1日

湖北広域行政事務センター 管理者 松居 雅人

湖北広域行政事務センター規則第6号

湖北広域行政事務センター一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者に対する処分等に関する規則の一部を改正する規則

湖北広域行政事務センター一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者に対する処分等に関する規則（平成25年湖北広域行政事務センター規則第3号）の一部を次のように改正する。
別表1中「第1プラント」を「エコパーク湖北」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。